

本年度こうなります

支援費制度がスタートします

4月から、障害者が自分で福祉サービス事業者や施設を選んで契約し、利用する仕組みが始まります。

◇対象

- ・身体障害者(身体障害者手帳を持っている人)
- ・知的障害者
- ・障害児

◇手続き

- 1 自分の利用したい施設や居宅サービスを決めます。いつでも下記の担当課にご相談ください。
- 2 利用したい施設や居宅サービスを決めたら、下記の担当課に支援費の申し込み手続きをします。
- 3 市から支援費の支給決定(受給者証の交付)を受けます。
- 4 自分の利用したい施設や事業所に受給者証を示して、契約(約束)を結びます。
- 5 施設や居宅サービスの提供を受けます。
- 6 施設や事業所に、必要に応じ利用料を支払います。

◇対象となるサービス

〔居宅サービス〕

- ・居宅介護(ホームヘルプサービス)
- ・デイサービス
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・知的障害者地域生活援助(グループホーム)

〔施設サービス〕

- ・更生施設
- ・療護施設(身体障害者のみ)
- ・授産施設(小規模通所授産施設は除く)
- ・通勤寮(知的障害者のみ)
- ・国立コロニー(知的障害者のみ)

※障害児の施設は支援費の対象になりません。

【障害者福祉課 216-1272・1273(FAX216-1274)、
谷山福祉事務所福祉課 269-2111(FAX267-6555)】

5月 谷山福祉事務所に保健福祉総合相談・案内窓口開設

子どもからお年寄りまで、保健や福祉に関するサービスなど、お気軽にご相談ください。

■谷山福祉事務所(5月～) 269-2111(FAX267-6555)
月～金曜日の8時30分～17時(12時～13時は除く)

■市役所の窓口(開設中) 216-1241(FAX216-1491)
月～金曜日の8時30分～17時

【谷山福祉事務所福祉課 269-2111、健康福祉総務課 216-1239】

6月1日から利用しやすくなります

老人福祉バス(ゆうかり号)・ゆうあい福祉バス

| | 現 行 | 変 更 後 |
|----|---|-----------------------------|
| 範囲 | 市内、本市と隣接する市町 | 鹿児島県内(離島を除く) |
| 日時 | 祝日・12月31日～1月3日・ 老人福祉バスは月曜 ゆうあい福祉バスは水曜 を除く毎日の9時～16時 | 12月31日～1月3日を除く 毎日の9時～17時 |

〈老人福祉バス「ゆうかり号」〉

■高齢者の教養向上・健康増進のためや高齢者に生きがいを与える活動を行うときに運行し、活動を支援します。
※6月1日から60歳以上の高齢者20人以上を含む団体も利用できます。利用日の決定は老人クラブを優先します。

【高齢者福祉課 216-1266】

〈ゆうあい福祉バス〉

■障害者などのグループが行事やレクリエーションなどに参加する場合に利用できます。

【障害者福祉課 216-1272】

元気が一番



生涯を通じて安心して健やかに暮らしたい～本市では、ともに支えあい心が届く福祉、健やかで明るい高齢社会、安心して子育てができる環境を目指して、市民の皆さんにさまざまな福祉や保健のサービスを提供しています。

元気都市・鹿児島はまず皆さんの元気があるこそ。どうぞこの特集をお役立てください。

主な健康福祉施設

■かごしま健康温泉プラザ
252-8551 永吉二丁目21-6

■鹿児島アリーナ 285-2244 永吉一丁目30-1

■ボランティアセンター 221-6070 山下町15-1

ボランティア活動をする人と活動を求めている人の橋渡しや、相談・助言、情報の収集・提供、講座の開催、機器の貸し出し、場所の提供などを支援します

■福祉コミュニティセンター
248-1200 祇園之洲町1-2

温泉入浴、教養習得、レクリエーション、会議などに利用できます

■地域福祉館(39館) 216-1245 (地域福祉課)

地域の皆さんのふれあいの場として町内会や老人クラブ、各種サークル活動にご利用ください

■高齢者福祉センター

与次郎 250-3311 与次郎一丁目10-6

東桜島 221-2081 東桜島町720

谷山 268-3331 上福元町5507-14

交流といこいの場としてご利用ください

■心身障害者総合福祉センター

(ゆうあい館) 252-7900 真砂本町58-30

■知的障害者福祉センター

(ふれあい館) 264-8711 星ヶ峯二丁目1-1





市民の元気を支えます



◎の事業は本庁のほか谷山福祉事務所福祉課でも取り扱っています。
※の事業は各支所(東桜島・吉野・伊敷)でも申請書類などを受け付けています。(お問い合わせは主管課まで)

介護保険



介護保険課 216-1280

高齢者



高齢者福祉課 216-1266~1268
谷山福祉事務所福祉課 269-2111

「介護保険のサービス」

寝たきりや痴ほうで介護が必要な状態で、市の要支援・要介護認定を受けた人へのサービス(原則10%の利用者負担)

●居宅サービス
訪問介護(ホームヘルプ)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショートステイ)、痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入所者生活介護、福祉用具の貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給、居宅介護支援(居宅ケアプラン)の作成

●施設サービス
施設老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養病床など)

●施設サービス利用者の食事代(標準負担額)の減額
1日780円の負担が老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯の人や生活保護受給者は300円、市町村民税非課税世帯の人は500円になります。

●指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所方法が変わります
必要性の高い人から優先的に入所していただきます。
●高額介護サービス費の払い戻し
1カ月の世帯での負担額が老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯の人や生活保護受給者は1万5000円、市町村民税非課税世帯の人は2万4600円、その他の世帯は3万7000円です。

●世帯の生計中心者が所得税非課税の人(生活保護受給者を除く)が、社会福祉法人などが提供する介護サービス(訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設での入所サービス)を利用するとき、負担額が半額になります。

●本市独自の対策
◇市町村民税非課税世帯で特に生計が困難な人(生活保護受給者を除く)が、社会福祉法人などが提供する介護サービス(訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設での入所サービス)を利用するとき、負担額が半額になります。

子ども



児童家庭課 216-1258~1261
谷山福祉事務所福祉課 269-2111

●ほのほの子育て相談
251・8020(鴨池保育園)
268・3751(松青保育園)
面談、電話での育児相談、育児講座など。

●乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)◎
812・6165(ひまなみクリニック・ターク・へま)

●子育て支援センター◎
248・5755(市保育園協会) 電話での育児相談。
●相談時間：毎週月曜日から金曜日までの9時から16時まで(祝日は除く)

●家庭児童相談◎
216・1262(家庭児童相談室、269・2111(谷山福祉事務所福祉課)
●母子相談◎
216・1264(母子自立支援室、269・2111(谷山福祉事務所福祉課)
●母子生活支援事業◎
216・1264(母子自立支援室、269・2111(谷山福祉事務所福祉課)

●児童生活支援事業◎
216・1264(母子自立支援室、269・2111(谷山福祉事務所福祉課)

地域福祉



地域福祉課 216-1244

●民生委員・児童委員
法律に基づいて委嘱され、無報酬で活動しています。諸帯に家庭生活生活支援員を派遣します。

●ファミリー・サポート・センター
226・7855(ファミリーサポート・センター)
育児の応援を希望する人と応援したい人がお互いに助け合う組織です。保育施設の始まる前や後子どもを預かるなどの活動を行います。

●子育て短期支援(ショートステイ)事業◎
保護者が病気などで一時的に家庭で子どもを養育できなくなったときに、児童福祉施設で養育、保護します。

●児童手当◎
対象：義務教育就学前(6歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人(所得制限あり)

●児童扶養手当◎
対象：父親がいないが、父親が重度障害者などの児童(18歳以下)が一定の障害のある20歳未満の人を監護している母親が母親にかわって養育している人(所得制限あり)

●特別児童扶養手当◎
対象：精神が身体に重度な障害のある20歳未満の児童を養育している人(所得制限あり)

●市民福祉手当(遺児等修学手当)◎
対象：4月1日現在、母子家庭や父子家庭などで、義務教育中の児童を養育している人(申請者)と児童が本市に1年以上住んでいることが本市に1年以上住んでいること(所得制限なし)

●軽費老人ホーム谷山荘 267・1396
家庭環境、住居事情などで家庭で生活することが困難な場合に入居できます。
●元元高齢者活動支援事業
さまざまな知識や技術を持つ元元高齢者を登録、紹介し、活動の機会を提供します。

●在宅介護支援システム◎
長年住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう緊急通報システムの機器を設置します。対象：一人暮らしの高齢者に常に安否確認が必要な人、高齢者のみの世帯で一方が要介護3以上が全員が要支援以上の世帯

●心をつなぐ訪問給食事業◎
デイサービスセンターなどで調理した給食を一人暮らしの高齢者などに自宅に配達します。対象：定期的に安否の確認や食生活の手助けを必要とする65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で、全員が介護保険で要支援以上の世帯の人

●地域ふれあい交流助成事業◎
地域でふれあい交流を図る事業を実施する団体に助成。対象団体：老人クラブ、あいご会、町内会など

●高年齢者の在宅福祉に関する相談業務や老人クラブの育成指導を行います。

●高年齢者や障害者で判断能力に不安のある人や、日常生活のいろいろな手続きができていず不安を抱えている人に、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理の支援をします。

●人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成◎
対象：在宅で常時人工呼吸器、酸素濃縮器を使用する身体障害者手帳所持者で呼吸器機能障害1級か3級の人(所得制限あり)

●ことばの発達指導
対象：ことばの発達に心配のある幼児(3〜6歳)とその保護者

●心身障害者放課後等対策事業補助金
就学中の障害者に、放課後や長期休業中を有意義に過ごす場を提供する団体に経費の一部を助成します。(一定の条件あり)

●手話通訳者・要約筆記者の派遣
聴覚障害者などが医療機関や官公庁に行く場合など必要に応じて派遣します。

●友愛バス◎
市内のバスや電車が無料で利用できます。

●友愛タクシー券◎
電車をバスを利用してことが困難な人にタクシー券を交付。対象：視覚障害1〜2級、下肢障害1〜4級(4級は65歳以上)、体幹障害1〜3級、内部障害1級の身体障害者手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者、原子爆弾被害者に対する手当証書所持者

●重度心身障害者等医療費助成◎
重度障害者が各種健康保険法による医療を受ける場合、その自己負担額を助成します。

●更生医療◎
18歳以上の身体障害者が障害を除去、軽減するために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費を助成します。

●特別障害者手当◎
対象：日常生活で常時特別な介護を要する20歳以上の重度障害者

障害者



障害者福祉課 216-1272・1273
谷山福祉事務所福祉課 269-2111

●重度心身障害者等医療費助成◎
重度障害者が各種健康保険法による医療を受ける場合、その自己負担額を助成します。

●更生医療◎
18歳以上の身体障害者が障害を除去、軽減するために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費を助成します。

●特別障害者手当◎
対象：日常生活で常時特別な介護を要する20歳以上の重度障害者

●市民福祉手当(重度障害者・児手当)◎
制限なし)

●母子家庭等医療費助成制度◎
対象：18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童や20歳未満で一定の障害のある児童を扶養している母子・父子家庭の人や父母のいない児童(所得制限あり)

平成15年度から、さらに受診しやすくなりました。

- 西部保健センターでも基本健康診査を毎月実施します。
- すべての集団検診会場で、心電図検査・眼底検査が受けられます。(ただし、医師が必要と認める人)
- 中央保健センターに加え新たに、南部・東部・西部保健センターでも肺がん・大腸がん検診が、基本健康診査と同時に受診できるようになります。
- 地域会場で、基本健康診査、胃・肺・大腸がんを同時受診できる会場を新たに6会場設けます。

《健康度評価事業》

健康づくりプランを一緒にたててみましょう。

もよりの保健センターで、健診結果から「健康づくりプラン」をたてて、生活習慣病予防に役立てていただくお手伝いをしています。ぜひ、ご利用ください。



「すこやか受診券」には、次の受診券が付いています。
 ①基本健康診査 ②前立腺がん検診 ③胸部レントゲン検診 ④大腸がん検診 ⑤胃がん検診 ⑥子宮がん検診 ⑦乳がん検診

ただし、受診券番号欄などに*の印が表示されている検診は、受診できませんのでご注意ください。
 なお、ミニドック検診と肝炎ウイルス検診(C型肝炎検査)も実施しています。それぞれ対象者が限られていますので、下記の一覧表をご覧ください。
 一覧表を閲覧になるか「すこやか受診券」で確認してください。

(受診方法)
 ○検診には、「すこやか受診券」が必要です。
 ○医療機関では受診券が届き次第、受診できます。
 ○集団検診はどの会場でも受診できます

ので、同封の日程表を参考にして都合のよい会場を選びましょう。
 ○がんの集団検診を希望する場合は、同封の申し込みハガキをご利用ください。(必ず切手をはってください)
 ○受診の際は受診券を切り離さず受け付けに出してください。

各種検診は「すこやか受診券」で
 チケット式の「すこやか受診券」を利用して生活習慣病の予防に役立てましょう。
 対象者には4月初めに封書で送付します。

| | | | | | | |
|------------|--------------|------------------|--------------|--------------|-----------------|--------------|
| ● 問い合わせ先 ● | ● 中央保健センター ● | ● 鴨池二丁目25-1-11 ● | ● 258-2321 ● | ● 南部保健センター ● | ● 谷山中央五丁目26-7 ● | ● 268-2315 ● |
| ● 保健予防課 ● | ● 東部保健センター ● | ● 山下町10-5 ● | ● 216-1310 ● | ● 西部保健センター ● | ● 永吉二丁目21-6 ● | ● 252-8522 ● |

～保健所・保健センターの主な健(検)診・相談～

| 各種健(検)診・相談 | 対象者 | 実施内容 | 実施場所・実施日(受付時間)・受診料 | 申し込み |
|---|--|---|--|--|
| 基本健康診査 | 32歳(昭和46年生まれ)の女性 40歳以上(昭和38年生まれ以前) | 問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査など | 地域巡回会場……実施日はすこやか受診券と同封の案内チラシをご覧ください または保健予防課が各保健センターにお問い合わせください 中央保健センター……毎月第4金曜日 東部保健センター……毎月第3火曜日 南部保健センター……毎月第1金曜日 西部保健センター……毎月第2火曜日 委託医療機関……医療機関の診療日 ※受診料 基本健康診査……無料(すこやか受診券が必要) 肝炎ウイルス検診……C型とB型 700円(医療機関は1,200円) C型のみ 600円(医療機関は1,100円) B型のみ 100円(医療機関は600円) 前立腺がん検診……400円(医療機関は800円) | 不要(対象者に個別通知します) 病院・診療所で受診するときは指定医療機関が確認してください |
| 肝炎ウイルス検査(血液検査) | 基本健康診査の対象者で昭和38・33・28・23・18・13・8年生まれの希望者 | 基本健康診査の際に、希望者に血液検査を追加して実施します ※基本健康診査と同時に受診が条件になります 肝炎ウイルス検診……C型肝炎ウイルス検査 B型肝炎ウイルス抗原検査 | | |
| 前立腺がん検診(血液検査) | 基本健康診査の対象者で昭和28・23・18・13・8年生まれの男性の希望者 | ※職場などで受診機会のない人 前立腺がん検診……特異抗原検査 | | |
| ミニドック検診 | 40歳と50歳(昭和38年と28年生まれ) | 基本健康診査、(胃・肺・大腸・子宮・乳)がん検診、歯周疾患検診、腹部超音波検診、骨粗しょう症健診 ※肝炎ウイルス検診・前立腺がん検診(50歳男性)は希望者のみ | 県民総合保健センター……実施日は申し込み時に確認してください ※受診料 男性 7,000円 肝炎ウイルス検診……C型とB型 700円 女性 10,000円 C型のみ 600円 B型のみ 100円 前立腺がん検診(50歳男性)……400円 | 県民総合保健センター 220-2332に電話申し込み ※定員になり次第締め切り |
| 胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 | 40歳以上 30歳以上の女性 | 胃……胃のエックス線撮影 肺……胸部のエックス線撮影、喀痰検査 大腸……便の中の潜血を検査 子宮……視診、内診、子宮頸部・体部の細胞診 乳……視診、触診 ※地域巡回検診では、39歳以下の希望者に超音波検診、40歳以上の希望者にマンモグラフィ検診(エックス線撮影)がオプションとして受けられます | 地域巡回会場……受診日はすこやか受診券と同封の案内チラシをご覧ください 委託医療機関……医療機関の診療日(※大腸・子宮・乳がん検診のみ実施) ※肺・大腸がん検診は各保健センターの基本健康診査の時にも実施しています ※受診料 胃……1,000円 肺……無料(喀痰検査は別に500円) 大腸……600円(医療機関は1,100円) 子宮……頸部のみ600円、頸部・体部1,400円 (医療機関は、頸部のみ1,800円、頸部・体部2,700円) 乳……300円(医療機関は700円) ※超音波検診、マンモグラフィは別に3,150円必要(巡回のみ実施) | 地域巡回検診は、保健予防課にハガキがファックス258-2392で申し込み 肺・大腸がん検診は申し込み不要 医療機関は、電話で直接連絡して受診してください |
| 胸部レントゲン検診 | 15歳以上の市民(職場や学校などでレントゲン撮影を受ける機会のない人) | 胸部のエックス線撮影 肺結核やその他肺の病気の早期発見 | 地域巡回検診……実施日はすこやか受診券と同封の案内チラシをご覧ください または保健予防課が各保健センターにお問い合わせください 中央保健センター……毎月第4金曜日 東部保健センター……毎月第3火曜日 南部保健センター……毎月第1金曜日 西部保健センター……毎月第2火曜日 ※受診料 無料(すこやか受診券が必要) | 不要(対象者に個別通知します) 寝たきりや身体障害により外出困難な人は保健予防課へ相談してください |
| 結核・一般健康相談(健康診断書発行) | 希望者 | 進学・就職・各種免許取得などに必要な診断書の発行と健康に関する相談・指導 検査内容は尿・血液検査、胸部レントゲン検診、血圧測定など | 中央保健センター……第4を除く毎週水曜日 東部保健センター……第2を除く毎週木曜日 南部保健センター……毎月第4水曜日 西部保健センター……毎月第2木曜日 ※受診料 有料(検診項目により料金決定) | 不要(当日受け付け) |
| 妊産婦・乳幼児の健康診査 | 妊婦・乳幼児 | 詳しくは、母子健康手帳の「お母さんセット」「赤ちゃんセット」を確認してください | | |
| 健康相談 | 18歳以上の市民(骨密度測定は18～69歳の市民) | 心身の健康と生活習慣病予防の相談 血液検査・骨密度測定 | 中央保健センター……毎月第1・3月曜日 東部保健センター……毎月第2・4火曜日 南部保健センター……毎月第1・3木曜日 西部保健センター……毎月第1・3水曜日 ※受診料 無料(血液検査・骨密度測定は有料) ※西部保健センターは骨密度測定はできません | 不要(当日受け付け) |
| 健康度評価 | 健康診査などを受診し、生活習慣病の見直しを希望する市民 | 健康度評価は、健康診査に基づいた生活習慣改善のための「健康づくりプラン」の設計 | | |
| 成人歯科相談 | 希望者 | 歯科検診と相談 | 中央保健センター……4 21・6 16・10 20・12・15・2/16 東部保健センター……5 13・7 8・9/9・11・11・3/9 南部保健センター……5 15・7 17・9 18・11・20・1/15 ※受診料 無料 | 9時～10時 |
| 精神保健福祉相談 | 希望者 | 心の病・痴ほう・アルコール依存症などに関する相談 | 保健予防課……医師による相談……毎週水曜日(13時～14時30分) 相談員による相談……月～金(8時30分～17時 ※電話相談可) | 医師による相談はできるだけ予約してください |

この広報紙は、古紙配合率100%の再生紙を使用しています。